

## 第10回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月24日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 名取市役所 西棟2階会議室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 非農地証明願出について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について  
議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地賃貸借権解約について  
(3) 農地使用貸借権解約について  
(4) 非農地証明願出について  
(5) 農地の現状変更届出について  
(6) 農地法第5条の規定による届出の取下げについて  
(7) 令和4年度名取市農業労働賃金標準額の設定について
5. 出席委員(16人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 相澤 喜美      2番 菊地 賢一郎      3番 洞口 ゆかり  
            4番 武田 由美子      5番 入間川 昭一      6番 佐伯 美和  
            7番 入間川 康弘      8番 渡邊 正明      9番 大内 繁徳  
            10番 布田 順一      11番 松浦 岩男      12番 昆布谷 功治  
            13番 松浦 朋子      14番 引地 長一  
推進委員 7番 橋浦 福男
6. 事務局出席職員  
事務局長 小畑 信一      局長補佐 成田 利顕      主幹 大友 十和子
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

## 第10回名取市農業委員会総会議事録

### 【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第10回総会を開催いたします。  
本日の総会は、農業委員15名、担任委員会代表の農地利用最適化推進委員1名  
計16名出席です。  
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 佐伯 美和 委員                      7番 入間川 康弘 委員

### ◎議事の概要

#### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

第1班代表委員の大内繁徳です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年2月24日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島笠島字西南沢5番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は202㎡、転用目的は工事用車両待避所（一時転用）です。貸付人、借受人

の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定、許可日より12ヶ月、賃料は年額90,000円です。川内沢ダム関連工事に伴うダンプトラック等の待避所です。

位置図、公図については議案書の2ページ、土地利用計画図・審査内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、川内沢ダムに通じる取付道路に隣接した場所です。取付道路の道路幅員が約4mということで、大型ダンプの交互通行ができない状況でした。実情調査において貸付人及び借受人の代理人の話では、工事用車両待避所として使用すること、また一時転用する土地ですが、現状の畑の土との混合を避けるため、土木シートを敷いた上に砕石を行い、復旧時は砕石とシートを撤去し、現状回復をするということを確認しました。土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させる恐れがないかについては、農業用排水からの取水、排水はなく、雨水は自然浸透とするということでありました。

番号2、大字・字・地番は大曲字古館172番と大曲字古館177番3、地目は登記畑、現況雑種地です。登記面積は1,185㎡と862㎡の2筆で合計2,047㎡です。転用目的は資材置場及び駐車場です。貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定、許可日より30年間、賃料は年額100,000円です。解体業の資材置場、車両・重機等駐車場、追認事案で始末書を提出していただいております。

位置図、公図については議案書の3ページ、土地利用計画図・審査内容については、担任委員会資料3ページ、4ページをご覧ください。申請地は、大曲にある法徳寺の南側、仙台東部道路の西側に位置し、貸付人の自宅の西側の土地です。この場所は、令和3年8月の農地パトロール時に違反転用であることが判明しました。事務局からの通知で貸付人本人が知るところとなり、農業委員会へ相談に来られた事案になります。実状調査には、貸付人本人と行政書士の方が見えられました。父親の代より事業を始め、その後、父が亡くなり、父から事業を引き継ぎました。事業の拡大に伴って、敷地が手狭となったため、資材置場等として利用開始しましたが、農地法の手続きを知らなかったため、無許可で転用してしまったことを深く反省しているとお話がありました。借受人から、以後このようなことがないように注意し農地法の手続きを遵守するということ、また当委員会の指導・是正勧告には従うという内容の始末書をいただいております。

担任委員会資料4ページ、土地利用計画図の172番と177番3が今回審議していただく場所です。車両14台とバックホー3台、資材置場等ということで申請を受けております。174番の農業用倉庫については、農地法第4条申請が出ておりますので、後ほど審議していただければと思います。

番号3、大字・字・地番は本郷字大門3番1、本郷字大門4番1、地目は登記・現況共に田です。登記面積は303㎡と771㎡、合計1,074㎡です。転用目的は住

宅建設です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1㎡あたり6,244円、総額6,707,044円です。専用住宅1棟2階建、建築面積は132.24㎡、離れ兼物置1棟平屋建、建築面積は、84.46㎡です。

位置図、公図については議案書の4ページ、土地利用計画図・審査内容については、担任委員会資料5ページと6ページをご覧ください。

申請地は、市道本郷堀内線と町田線の交差点に位置し、農協倉庫の向かいの土地です。この土地は、市道本郷堀内線の道路改良事業に協力して移転する譲受人の代替地です。面積は、前の譲受人の土地が同等の面積が必要ということで、この面積になったということです。母屋と物置と駐車場ということです。実状調査では譲受人の代理人が出席し、隣人に迷惑をかけないことなどを確認しました。敷地内の道路改良工事が進んでから建築を進めるということで、当面の間は平面にして排水は東側にある既存のU字溝へ流すようにして処理するとのこと。担任委員会資料の5ページをご覧ください。申請地は、既存の地盤の高さを基準に整地を行い、L型擁壁及び法面整形等を行うので、土砂の流出等はない、雨水は申請地東側の既存水路に放流し、汚水は公共枡を設置して下水道へ放流するというものでした。

議案第1号1番から3番につきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行いました。1番については、貸付人本人と借受人である法人の社員から、2番は貸付人本人と借受人である法人の代表取締役から、3番については譲受人から委任を受けた方からそれぞれ実情を聴取しました。1番及び3番につきましては、お配りした農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、農地区分における転用について問題はないものと考えます。

2番については、既に資材置場並びに駐車場として転用されておりましたが、周辺農地に影響を与えない状況であり、また、このことを深く反省し、始末書も提出しておりますので、追認はやむを得ないと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の橋浦福男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（橋浦福男推進委員）

議案第1号1番から3番につきましては、2月22日、担任委員会の現地調査に同行いたしました。2番は、既に資材置場などとして転用されておりましたが、周辺農地等への影響は生じておらず、また、手続きを行わなかったことを深く反省しておりましたので、追認はやむを得ないものと考えます。1番、3番の転用については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等をいただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

### 《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年2月24日提出。

番号1、大字・字・地番は大曲字古館174番、地目は登記畑、現況は宅地、登記面積は594㎡、転用目的は農業用倉庫建設です。申請人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農業用倉庫2棟平家建、建築面積は97.96㎡、農業用物置3棟平屋建、建築面積は21.70㎡、これも追認事案で顛末書を提出していただいております。

位置図、公図については議案書の6ページ、土地利用計画図・審査内容については、担任委員会資料の7ページ、8ページをご覧ください。こちらは、先ほど申し上げた議案第1号2番と接する土地です。

実状調査では、平成18年頃に申請人の父が農地法に係る転用許可を得ずに建築し、農機具や資材置場として使用していたということでした。先ほどお話したとおり、農地パトロールで知ることになり、農業委員会へ相談にきて話を伺い、今回の第4条の申請となりました。申請人も父から引き継いだ時点で転用手続きは完了していると思って、使用していたということでした。顛末書には、平成18年5月頃から父が農地法に係る許可を得ずに作ってしまったことのお詫びと、以後このようなことが起こらないよう農地法の手続きを遵守するという内容が書かれておりました。

議案第2号1番につきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行い、申請人から実情を聴取しました。現地は、既に農業用倉庫が建てられておりましたが、周辺の農地への影響も出ていない状況であり、また、このことを深く反省し顛末書も提出されていることから、追認はやむを得ないものと判断しました。

- 議長（大友正一会長）  
次に、農地利用最適化推進委員の橋浦福男委員からご意見等をお願いします。
- 農地利用最適化推進委員（橋浦福男推進委員）  
議案第2号1番につきましては、2月22日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。現地は既に農業用倉庫が建設されておりましたが、周辺農地に対する影響もない状況であり、また、手続きを行わなかったことを深く反省しておりましたので、追認することはやむを得ないものと考えます。
- 議長（大友正一会長）  
ただいま両委員からご説明、ご意見等をいただきました。この案件について、ご質問ございませんか。
- 8番（渡邊正明委員）  
農地パトロールでわかったという話でしたが、農地パトロールで許可されていないということが、なぜわかったのですか。
- 1班代表委員（大内繁徳委員）  
みなさんに回ってもらった農地パトロールの結果、判明した違反転用について、事務局で土地の所有者へ通知をしたところ、事務局に当事者から、相談があったと私は聞いております。
- 11番（松浦岩男委員）  
私も見落としていたということで、大変申し訳ありませんでした。遠くから見ると屋敷だと思っておりましたが、いぐねがなくなったことで確認できたということでした。地元として、見落としていたという件について、深くお詫び申し上げます。
- 事務局（成田局長補佐）  
ただ今の件については、県へ詳細に相談しました。結果としては、追認もやむを得ないとの回答をいただいております。申請人ご本人とそのお母さんには非常に真摯に対応していただいております。違反転用の案件というのは、スムーズに進む場合と、こちらからいくら働きかけても反応がない場合という様々なケースがあります。今回の場合については真摯な対応をいただいておりますので、是非、寛大なご判断をいただければと思います。
- 議長（大友正一会長）  
よろしいでしょうか。他にご質問はございませんでしょうか。
- [「なし」の声あり]
- 議長（大友正一会長）  
「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長（大友正一会長）  
「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。  
それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第3号「非農地証明願出について」、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和4年2月24日提出。

番号1、大字・字・地番は下増田字屋敷34番1外6筆、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積は合計5,837㎡です。願出人の住所、氏名は総会資料のとおりです。現地は東日本大震災における被災地域であり、下増田地区防災集団移転促進事業として名取市が買収しました。現在は、北釜地区防集移転元地等整備事業において、雑種地として管理されており、被災していることから農地として使用することが困難なため、当該証明書の交付願いがあったものです。

位置図・公図は議案書の8ページ、9ページとなります。土地利用計画図・審査内容については、担任委員会資料の9ページ、10ページをご覧ください。申請地は、仙台空港の東側で、下増田神社がある周辺の土地です。この地区は、先ほども言いましたように、北釜地区防集移転元地等整備事業の事業地域となっております。これまでも、今回同様に5回ほど非農地認定をしております。今回の事案ではほぼすべての買収が完了となるようです。これまでのこの土地の利用状況ですが、仙台空港従業員の駐車場や企業への貸し出しを行っており、今後も随時貸し出ししていくということです。

2月22日担任委員会で市の担当者と話をしまして、今までの現状をお話いただきました。現地は、下増田地区防災集団移転事業跡地であり東日本大震災津波被害により農地表土が流出し雑種地となっているところです。

続きまして、番号2、大字・字・地番は愛島笠島字南東宮下110番、地目は登記畑、現況山林、登記面積は1,169㎡です。願出人の住所氏名は総会資料のとおりです。現地は山間の農地で、前所有者が平成2年に亡くなるまで、梅畑として利用していたが、その後耕作が困難となり竹林が生い茂り、山林の様相を呈している現状から農地として復元することが著しく困難なため、当該証明書の交付願いがありました。

申請地は、愛の杜団地の南側山間地です。現地調査を行った時には、竹が随分生えていて、落ち葉の腐葉土等があり、山林化しておりました。実情調査には願出人本人が出席し、梅畑として使用していましたが、前所有者が亡くなってからは管理が困難になり竹林になってしまったということでした。農地として使用できなくなってしまったので、非農地証明をお願いしたいということでした。許可方針該当項目として、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が

著しく困難な場合は非農地証明願に該当するということですので、非農地証明を出しても問題ないと考えました。

議案第3号1番、2番につきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行い、1番については市の担当職員から、2番については願出人から実情を調査したところ非農地であることを確認しましたので、非農地証明を交付するのは問題ないものと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の橋浦福男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（橋浦福男推進委員）

議案第3号1番、2番につきましては、2月22日の担任委員会の現地調査に同行し、現地を確認したところ、現地として利用することが困難な状況であることから、非農地証明することは問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

この地域は、周辺の農地も竹林等になってしまっているのか伺えます。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

団地の南側は竹林になっているところもありましたし、畑として耕作しているところもありました。この場所は竹林の中に囲まれて傾斜地で日の当たらないところなので、畑を作付けするのも難しいと思われます。山の裾の方はなだらかになっておりますので、十分管理されている畑もありました。

○ 議長（大友正一会長）

他にご質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

#### 《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見につい



て」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

それでは、議案書の11ページから28ページをご覧ください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年2月9日、2月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年2月24日提出。

農用地利用集積計画の概要

1 新規・更新の別

新規7件25,132.00㎡、更新89件451,942.78㎡、  
合計96件477,074.78㎡。

2 利用権を設定する土地

田314筆444,096.78㎡、畑35筆32,978.00㎡、  
合計349筆477,074.78㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定93件、所有権移転3件。

② 賃借権の存続期間。1年1件、3年27件、5年57件、6年2件、  
10年6件。

③ 借賃（10a当り）。25kg1件、30kg42件、32kg1件、38kg1件、  
40kg2件、45kg14件、50kg1件、56kg1件、60kg11件、70kg  
5件。

5,000円4件、6,224円1件、6,498円1件、8,100円1件、  
10,000円6件、12,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額 100,000円1件、300,000円1件、  
5,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和4年2月28日予定。

5 詳細につきましては、議案書12ページから28ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 5番（入間川昭一委員）

27ページです。更新の2415番、借り手が同じでこの貸し手のものだけ、賃借料が12,000円です。他の貸し手の方は10,000円です。貸し手・借り手お互いの合意のもとかと思いますが、なぜこの方だけが異なっているのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

これについては、大内代表委員がその時の調整委員でしたので、それではご説明を

お願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

ご承知のとおり同一の借り手です。借り手と貸し手双方がその場で話し合いがあり、お互い納得して、この賃料で落ち着きました。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 10番（布田順一委員）

28ページの売買で2937番が一反歩当たり他の田んぼの10倍くらいの価格になっています。先程のような理由があるのかと思いますので、担当の方お聞かせいただければと思います。

○ 事務局（小畑事務局長）

事務局の方で聞き取りをしましたところ、借受人の農地がちょうど今回買った場所を入れますと連たんするということになり、作業効率が非常によくなるということでした。両サイドの土地を借受人が持っていて、今回の土地を買うことによって連たんで作れるということで、この土地がどうしてもほしいということで、このような値段になったということでした。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

議案書の29ページから31ページをご覧ください。議案第5号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和4年2月24日提出。

## 農用地利用集積計画の概要

### 1 新規・更新の別

新規15件130,109㎡、更新0件、合計15件130,109㎡。

### 2 利用権を設定する土地

田55筆126,745㎡、畑3筆3,364㎡、合計58筆130,109㎡。

### 3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定15件。

② 賃借権の存続期間。5年2件、10年13件。

③ 借賃（10a当り）。3,000円3件、5,000円2件、7,000円10件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和4年2月28日予定。

5 詳細につきましては、議案書30ページから31ページのとおりです。

### ○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

### ○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

《報告事項（5）農地の現状変更届出について》

《報告事項（6）農地法第5条の規定による届出の取下げについて》

《報告事項（7）令和4年度名取市農業労働賃金標準額の設定について》

### ○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（4）「非農地証明願出について」、報告事項（5）「農地の現状変更届出について」、報

告事項（6）「農地法第5条の規定による届出の取下げについて」、報告事項（7）「令和4年度名取市農業労働賃金標準額の設定について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（6）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 事務局（成田局長補佐）

別紙議案書により報告事項（7）について説明を行い、名取市農業労働賃金標準額設定協議会において、資料のとおり決定になった旨報告した。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（7）までについて承認といたします。

### 《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

[3月の農業委員会行事日程説明を行った。]

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第10回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

### 【閉 会】

午後3時10分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

### 【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年2月24日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 6番 \_\_\_\_\_

署名委員 7番 \_\_\_\_\_